

文教厚生常任委員会記録

日 時 令和5年11月14日（火曜日）13時30分～15時38分

場 所 議員控室

出席者 阿部委員長、磯野副委員長、平山委員、舟見委員、村上委員、村田議長
宮崎町民課長、高橋福祉課長、清水社会福祉係主事、濱野教育長、酒井学校
管理課長、葛西学校管理課長補佐

事務局 渡辺局長、嶋元係長

報 道 北海道新聞社、留萌新聞社

阿部委員長

皆さん、こんにちは。それでは、時間となりましたので、ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の議題は、1件目が空き家対策事業について、2件目がほっと号等の利用実績について、3件目が福祉ハイヤー利用実績について、4件目が新たな奨学金制度の創設について、5件目が町立学校へのエアコンの一部設置についてを議題といたします。

それでは、早速始めたいと思いますので、まず1件目の空き家対策事業について、町民課、宮崎課長より説明をお願いいたします。

1 空き家対策事業について

担当課説明

説明員 宮崎町民課長

宮崎課長 13:30～13:36

皆さん、こんにちは。本日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。ご案内のとおり、所管事業の説明ということで、町民課のほうから2点、事業につきましてお手元の資料に基づき、座って説明をさせていただきます。

まず、1点目の空き家対策事業ということで、資料の1ページを御覧願います。補助制度ということで、まず目的につきましては空き家の有効活用、解体を促進することによりまして、移住定住の促進、それから良好な住環境の整備ということで、平成28年度に創設しまして、令和3年度に内容を一部改正しまして、離島地区における補助金の上限を増額し、現在に至っております。それで、現在の補助区分のほか、補助率、それか

ら補助金の上限額について、記載のとおりとなっております。

次に、実績ということで、年度ごとに記載をしております、今年度分につきましては10月末日までの実績、また一番右側の欄にこれまでの合計を記載しております。まず、改修に関する補助ということで、これまでの合計で、件数につきましては35件、補助対象経費は8,031万1,276円、補助額につきましては1,542万8,000円となっております。次に、解体に関する補助ですけれども、これまでの合計で件数は176件、補助対象経費は2億5,582万7,101円、補助額につきましては8,509万4,000円となっております。次に、合計ということで、件数は211件、補助対象経費の総額は3億3,613万8,377円で、補助額は1億52万2,000円となっております。

次に、資料2ページを御覧いただきたいと思います。空き家に関する実態調査ということで、空き家の件数につきましては本年10月末日現在で市街地区では合計77件、原野地区で17件、天売地区で42件、焼尻地区で57件、合計で193件となっております。また、資料の中段には建物の調査報告や評価方法などを記載しております。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

次に、資料下段の左側のほうになります。対策についての周知方法ということで記載をしておりますけれども、まず所有者に対しましては毎年5月頃ですけれども、固定資産税の納入通知書を発布する際に空き家バンク制度と補助制度につきましてチラシを作成し、同封をしているところでございます。また、町のホームページに制度の概要を掲載しておりますほか、所有者あるいは管理者に対しまして適宜必要に応じて個別に適正な管理を促すというところで通知をしているところでございます。

次に、空き家バンクの実績ということで、下段の右側になります。平成26年度以降の累計について記載をしております。登録数につきましては、合計で129件、そのうち成約数につきましては60件というふうになっておりまして、成約率は46.5%というふうになっております。今後につきましても、それぞれの制度の一層の有効活用と周知の徹底を図りまして、空き家の増加抑制に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

阿部委員長

それでは、まず1点目の空き家対策事業について説明をいただきましたので、これから質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手にて指名されてからお願いいたします。

磯野副委員長 過疎地域ですから、当然空き家が増えていくことは承知の上なのですが、
けれども、まず1点、改修費について、以前離島の部分、多少アップした
と思うのですけれども、現状、これは私の考えですけれども、今そ
ういう土建関係の部分は徐々に徐々に上がっていつているのです
けれども、その辺のところは担当課としてはこの金額で抑えてい
くのか、それともそういうものを加味して今後は、例えば次年度
であれば少しでも増やそうという思いなのか、その辺のところ
はどうか。

宮崎課長 離島の部分で今ご意見あったところなのですけれども、現状のところは、
まず担当課としましては、この補助金の率ですとか金額というものは維持
をしたいということで基本的には考えています。今後、ほかの事業と
のバランスですとかいろいろあるかと思えますけれども、その中で調整
するのもしかしたらあるかもしれませんが、今のところはそういった
考えでおります。

磯野副委員長 ぜひ考えておいてほしいと思います。昨今急激な燃費だとかいろいろな
ものが上がって、こういった工事費も当然それにつられて上がっていく
ので、あまりにも実態とかけ離れてくると、やはりやる人もなかなか難
しいのではないかなと思うので、その点はひとつよろしく願いたい
します。それから、空き家について、離島もそうですけれども、市街地
もだんだん増えてきて、今後独居老人だとかいるので、だんだん、
だんだん増えていくのかなという気はするのですけれども、その
空き家の、例えばまだまだ使えるような空き家であれば、空き家
バンクとかに登録して売買しているのですけれども、現状町とし
ては、要するに空き家バンクに登録するというだけのことなの
だというふうには理解しているのですけれども、ちょっと話はそれ
るのですけれども、例えば同じ町民課として町営住宅なんか入り
たくてもなかなかない。かといって、建てるのは4,000万円も
5,000万円もかかる。そうなったときに、こういうものにもう少
し町が介入をして、まだ使えるものであれば、例えば町がすっか
り買い取ってしまっ、それを町が改修をして、例えば町営住宅
として町民に貸し出すとか、そういう今後の方針というのは全
く考えていないのか。

宮崎課長 ただいまの件なのですけれども、方法論としてはまず1つ有効なのかなというふうに思いますけれども、今のところはそういった具体的な考えというのはないというふうに思います。状況の今後変化を見ながら、ただいまのご意見を参考にさせていただきながら、都度協議しながら進めていく必要があるものというふうに思います。

磯野副委員長 多分どこかの段階で、一度議会でもそういう質問をしたことはあるのですけれども、多分住み替えという事業ということで質問した記憶があるのですが、たしか大分かどこかでそういう古いところを買って市営住宅にします。それは、建て替えでなくて住み替えなのだという形で、当然羽幌も、見ると本当に独居の人が住んでいて、部屋大きくて、昔の木造モルタル一部2階建てというのがみんなこれから空いてきて、ほとんど2階は物置になっている。片方では、町営住宅借りたくても、例えば若い人だと子供がいるとなかなか狭くて、子供がほかに迷惑かけたりするので借りられない。であれば、今老人用の住宅をいろいろ建てているのですけれども、だったらそういう老人の人たちは、持ち家がある人は町のほうであっせんをして、そういう家を町のほうで買って、老人はそういう町営住宅に住んでもらって、町なかに住んでもらって、子供がいて家族がいる人たちにはそういう古い家をちゃんとリフォームして貸してやるというのは、これから町としては当然考えていかなければならないことだと思うのですけれども、その辺は担当課としてはどうですか。しつこいようですけれども。

宮崎課長 ただいまのご意見、そういうことも理解はするところでもありますけれども、まず今空き家バンクという制度がありますので、その枠組みをしっかりとやっていくことがまず先かなというふうに思っています。ただ、先ほども申しあげましたように、今後状況の変化等を見ながら、ただいま委員さんのほうから上げられたような部分も選択肢の一つとして、そのときの状況によって考えていくこともあるのかなというふうに思います。

磯野副委員長 特に離島が町営住宅を建てようにも、なかなか高い。金額は張る、業者は行けないということが出て、他方結構空き家があって、だけれどもど

うしようもないというのもあったりするものですから、特に離島の部分は今本当に町営住宅足りないという現実もあるし、そういう事態なので、であればという思いで話しました。答弁はさっき……よろしく願いいたします。

阿部委員長 暫時休憩します。

(休憩 13:43～13:43)

阿部委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

舟見委員 令和5年10月末現在、空き家等の実数として193件と出ているのですけれども、このうち所有者が不明というのはどの程度あるのでしょうか。

宮崎課長 ただいまの件につきましては、本年10月末時点で把握している件数としましては60件ございます。

舟見委員 それで、以前にも同じような質問したのですけれども、この不明という件数自体は減ってきているのでしょうか、増えてきているのでしょうか。

宮崎課長 ただいまのご意見につきましては、推移というところの資料を持ち合わせていないものですから、10月末時点だけの状況ということで、まずはご理解いただければと思います。

舟見委員 それと、何か対策とかは取られているのでしょうか。

宮崎課長 今現在のところは、こういった案件につきましては、税務のほうの担当と現在やり取りをされていて、一応作業は進めている途中だというふうになっています。

舟見委員 分かりました。ぜひとも空き家自体の数を少しでもいいので、減らしていく方向に頑張ってくださいと思います。
終わります。

村田議長 2ページの、今舟見さんが言っていた空き家の件数のところのA評価という部分に関して、10月末現在で24件あるということで、市街地区もあれば原野地区、あと島にも、両方で4件あるという。この部分でいくと、下の評価方法の評価のところであれば、空き家だけれども、利用が見込まれるというところの部分だと思うのですが、ここら辺の建物について、先ほど磯野委員も出ていましたけれども、今の住宅、新築建てるとなるとかなりの坪単価で、なかなか大変というのが実情ではないかなというところで、このA評価をしている空き家に対して、持ち主なら持ち主に対して賃貸で貸すとか、何かしらの有効活用できる方策を考えて、何か手を打っているのか、それともA評価のままなのか、そこら辺はどういう状況なのでしょう。

宮崎課長 ただいまの経緯につきましては、先ほど説明した中で一応所有者の方に対しましては固定資産税のときに、こういった制度、補助もありますし、空き家バンクも含めてなのですが、周知をまずしているところではあるのです。それで、そういうところでまずは周知を徹底して行って、まず使っていただけるような、うちのほうの制度を使っていただけるようなふうには持って行っているのですが、この先も特に踏み込んで対応はしていく必要があるのかなというふうに思っています。

議長おっしゃるとおり、確かにこういう物価高とかありまして、建設費もかさんでいるのは十分承知はしているのですけれども、今のご意見もまた参酌しながら、今後もより一層そういった取組は進めていきたいなというふうに思っています。

村田議長 ぜひ進めてもらいたいのです。いろんな方法はあるのですけれども、羽幌町には不動産屋さんがないので、なかなかここが空いているとかという情報が、今の段階でいくと空き家バンクでとか口コミとかということになるので、これを利用してもらうのが……。これは、例えばなのですが、町内の建築業者さんにも口添えをして、これをもし今の若い人が住むようにしたらどういうリフォームになるかねというところで大体の金額とかあれば、地主さんも売りに出すのも条件としてはつかみやすいと言ったらいいのかな、少しでも町として、行政として無駄のない、せっかくまだ使えると言っているものだから、もっと足を運んでお話し

するとか情報提供するとかということはどうやらやらしてもらいたいなど。それによって、先ほど島なんかでも4件あるということになると、少しでも有効活用できるような、市街地も全部ですけれども、そういうことを本当に力を入れてやってほしいなと思います。もし答弁があれば。

宮崎課長 ただいまの件踏まえまして、制約あるかもしれませんが、まずできる限り対処をしていきたいというふうに思います。

平山委員 今回のことに関連するのですが、2ページの空き家バンクの現在掲載中の物件なのですけれども、土地が17件、建物4件、合計21件なのですけれども、今議長が言っていましたように、まだ使えるような空き家があるということで、この表からいってA評価、B評価がまだ使える状態の空き家かなと思うのですが、これ合計しても70件ですよ。先ほど言った空き家バンクに掲載中の物件が21件ということで、かなり開きあるのです。それで、空き家の周知をするためにも、こういう空き家バンクを利用してもらうということも一つの手段ではないかなと思うのです。やはり空き家があっても分からない人ですとか、また町外の人たちが羽幌に来て家欲しいなというような人もいるかと思うのです、移住してきて。そういうときでも、羽幌町にはどのぐらいの空き家があるのかという、そういう情報の発信というのかな、そういうのも私は一つの手段かなと思うのです。その辺どうでしょうか。

宮崎課長 ただいまの件につきましても、周知という意味では、先ほど来も方法についてやっている中で、ホームページのほうにも載せているということで説明したかと思います。確かにA、B評価の合計に対して、今のホームページに載せている物件の数の差というのはあると思いますので、先ほどの議長への答弁と重複しますが、より一層まず制度を活用してもらえようように取組を特に進めていきたいなと、今後も継続していきたいなというふうに思います。

阿部委員長 ほかがございませんか。(なし。の声) なければ、少しだけ確認させてもらいたいと思いますけれども、空き家の解体の件で、商店街なんかでは店舗兼住宅となっているのではないですか。それが空いた場合というのは、

住宅部分は解体補助に該当するかどうか……

宮崎課長 店舗兼住宅ということになりますと、基本的にはまず住宅の部分を重要視して、その内容を見まして仕分けして対象、対象外という形で確認をしながら進めているところです。

阿部委員長 空き店舗になってしまうと商工観光の部分に行ってしまうので、またそれは別のあれなのですけども、多分今後そういうところも増えてくるのかなと思いますので、そうなったらまた予算的な部分でどうなのかなと思いますので、今後何か動きがあれば教えていただきたいと思います。あともう一つは、解体するとき、今結構聞くのは、そのまま物も残したままということで、それは解体補助対象経費に入ってくるのかなのかお聞きしたいなと思います。

宮崎課長 ただいま残地物の部分の取扱いにつきましては、現状この補助制度の中の対象とはしていません。もしその分があるとしたら、その部分を対象から除いた形で補助対象経費計算して補助しているという状況でございます。

阿部委員長 ほかないですか。(なし。の声) なければ、1点目の空き家対策事業についてはこれで終了して、次2件目、ほっと号等の利用実績について、宮崎課長より説明いただきたいと思います。

2 ほっと号等の利用実績について

担当課説明

説明員 宮崎町民課長

宮崎課長 13:54～13:57

町内循環バスほっと号及び羽幌港連絡バスの利用実績ということで、お手元の資料、A4判横になりますけれども、資料の右側になりますけれども、ここには年度ごと、それから月ごと、それと便数ごとの延べ乗車人数を掲載しておりまして、中段から下段のほうにつきまして、それぞれの合計ということで記載をしております。

それで、令和4年度の乗車人数につきましては延べ8,325人で、令和3年度との比較では1,796人、27.5%の増ということで、過去最高というような状況になっております。また、今年度につきましては、10月末日現在で4,966人でございまして、昨年度の同時期との比較でいいますと74人、1.5%の増というふうになっております。

次のページになります。羽幌港連絡バス、これにつきましては令和4年度の乗車人数につきましては延べ896人、今年度につきましては10月末日現在で延べ1,081人というような状況になっております。

それで次に、最後のページになります。ほっと号の運行経路図と時刻表ということで添付しておりますけれども、今後の運行の関係につきまして口頭でご説明をしたいというふうに思います。今年度において町長の公約の関係から運行内容の見直しについて検討するというので、これまで役場内部のほか、運行事業者と協議を重ねまして、来年度から新たなルートで運行するように準備を進めているところでございます。ルートにつきましては、現行のルートをベースにしまして、役場庁舎前を加えるほか、南7条の羽幌ターミナルを加えまして発着場所とするという形で、現在国からの運行許可を受けるための申請手続を行っているところでございます。今後につきましては、運行許可のタイミングを見ながら周知を行っていきたいというふうに考えております。

説明は以上となります。

阿部委員長

それでは、説明をいただきましたので、質疑に入りたいと思います。

－主な協議内容等（質疑）－ 13:57～14:13

磯野副委員長 今の最後のほっと号の件、今役場前と南7条の羽幌ターミナルということなのですが、これは役場のほうの考え方としては全ての便で役場も南7条ターミナルも入れるという考えなのですか。

宮崎課長 お答えいたします。
その件につきましては、現状4便ともそのようなことで考えております。

磯野副委員長 便数を増やすという、今の利用客の状況からいって増やすという考え方というのはあるのですか。

宮崎課長 便数につきましては、現在のまず4便を維持するというので基本的に考えていたところです。

村田議長 今の磯野委員の便数でなくてルートで、説明の中ではうたわれていないのですけれども、役場庁舎に入っていくのは6条通りから入っていくように考えているのか、それとも幸町の神社のほうから入っていくルートになるのか、どちらになるのですか。

宮崎課長 役場庁舎前に乗り入れる際には、南6条通りのほうから海側のほうに入ってきて、役場庁舎前のところに行く。それで、そこからまた南6条通りに戻った形で運行していくというルートで考えております。

村田議長 令和4年度から4便、何か1つなくして早くしたというのがありましたけれども、この1ページ目は1便から4便まででいくと、どこから時間が変わっていったのかというのが私にはちょっと。令和5年、令和4年はもう4月からだから変わっているからいいのしょうけれども、その前、令和3年、2年、31年度はたしか時間帯が違うので、これを一緒に表にしているので、質問としては1つ便をなくして、1つ便を新設しましたよね。そのことによる効果というのか、そうしたことによって乗客数がこういうふうが増えたとか、何かそういうのが見えないので、そこら辺は見えなくても、そうしたことによってよくなった、悪くなったというのはどこかで資料の中で見れるところがあるのかないのかも含めて説明をお願いしたいのですが。

宮崎課長 ただいまの件につきましては、表の右側のほうに今までの便数ごとと記載しています。そのさらに表の一番右側のほうに発車時間ということで欄を設けております。それで、ただいま議長の関係で申しますと、1便は時間が変わっていませんので、ずっと8時発ということでございます。それで、2便のほうで申し上げますと、令和4年度以降は10時発という表記をしていると思います。あと、令和3年度が当時の2便は12時発というところがございます。ちょっと見づらいのかもしれませんが、例えば12時発の便で令和3年度と令和4年度対比をしたとしますと、令和4年度のほうの12時発となると3便のところのくくりになります。

それで、令和4年度の合計では2,862人。令和3年度の分の12時発というところでいうと、2便のところの令和3年度の数字と比較する形になります。それでいくと、2,689人と合計なっているかと思いますが、140人程度が増えているというような見方になると思います。ちょっと見づらい形になりますけれども、一応発車時間という欄を設けて今回は整理をさせていただいております。ご理解いただければと思います。

村田議長 すみません。今課長の説明で便数が変わったラインは分かりました。どうしてこんなに**年度**で変わるのかという、後ろの時間を見ていなかったのです。

それで、便を変えたことによって、今百何人だか増えているというお話でしたが、一番下の合計欄でいくと、令和3年度から見たら4年度は1,800人ほど増えている、なおかつ今までのほうでいくと一番乗車数が多いということなのですが、町民課長としてはどういうことでこれまで人数が伸びたという分析をしているのか。もし何かそういう理由づけが分かっているのであれば教えていただきたいと思います。

宮崎課長 ただいまの件につきましては、従前、令和3年度までは、その当時4便が17時半発ということで運行しておりまして、当時も減少傾向に実はあったものですから、それで令和4年度からのダイヤ改正に当たりまして、少し早めの時間が必要なのでないかなということがありまして、それで結果的に10時の便を新たに設けたというところなのかなというふうに思っています。現実的に今の運行体制見ましても、15時発というのはたしか一番少ないのではないかなと思っていまして、遅くなるにつれ利用というのが低いのかなというふうに今のところは分析といいますか、把握をしているところでございます。

村田議長 今の説明でいくと、便を前倒しして早くしたのはそういう要因だということだったのですが、それで先ほど最後の説明で駅前のターミナルと役場を経由するというルートの変更ということだったのですが、それによって、また適切に乗車してくれるであろう、利用してくれるであろう時間帯というのを見つけてもらって……見つけるというのは変か。需要があるところは、どこの時間帯なのかというのをやっぱり把握した中で最

善の運行時間というのですか、そういうのにまたつなげてもらえれば、もっといいほっと号になるのかなと思うので、そこら辺は検討課題として取り組んでいただきたいと思います。

宮崎課長 ただいまのご意見、ごもっともなことかと思えます。新ルート以降につきましても、引き続き利用状況をしっかりつかんで、内容を確認して分析するなりし、利用促進について一層取り組んでいきたいというふうに思えます。

村田議長 可能なことであればというお話でさせていただきたいのですが、不可能ということもあると思うのですが、原野のスクールバス、今一般の児童生徒と一般の路線バスと兼用して運行しているのですが、これは使っている人の中でいけば羽幌までスクールバスで来ても、例えば病院に行くとすればまたタクシー拾って行かなければならないとかということを知ったりしますので、私もいずれはそういうところを利用しなければならなくなるのですけれども、そういうところでもしうまく原野から築別から来ても、ほっと号にぼんと乗って病院行けるとかということが可能なようなというか、現実的にできるかどうか分からないですけれども、要望なので、検討していただけたらうれしいなということで、これは本当に要望です。

磯野副委員長 もう一点、今の時間帯、便数のところなのですけれども、役場のところにコースを設定するのは大変結構だと思うのですけれども、1便だと8時半前にここを通過してしまうので、今のこのタイムスケジュールからいくと。そうすると、役場が開いていない時間に1便が通るということになる。その辺は、担当課としては検討されたのでしょうか。

宮崎課長 ただいまの件につきましては、8時に発車をして、今のところの予定としましては8時半頃に役場に到着するというような形でして、少し早いですけれども、庁舎開いていると思えますので、もし利用される方でしたら、少し待っていただく部分あるかもしれませんが、そこはそういう形で今のところはしているところです。

磯野副委員長 要するに窓口は閉まっても庁舎は入れるという。そうしないと、冬なんか大変ですよ。

宮崎課長 今のところは、ちゃんとそういう認識しております。

阿部委員長 ほかございませんか。(なし。の声) ないようですから、確認としてなのですけれども、ハイヤーもこの後なのですけれども、バスのほうにしてもやっぱり運転手さんとかの確保という部分ではかなり厳しくはなってくるのかなと予想されるのですけれども、何かそういったところ、これの運行時間を維持するためには、やっぱりそういった人員を確保していかなければならないと思うので、話とかというのはされているのかどうか、この場で答えられる範囲でお聞きしたいなと思います。

宮崎課長 ほっと号の部分ということなのかなと思いますけれども、この部分につきましては、今のところ聞いている中では、運転手さんにつきましては基本1名の方で運行していくというように聞いていまして、今のところ来年度以降の動向につきましては継続ということで聞いておりますので、そこは確保できるのかなというふうに思っています。

平山委員 このほっと号、私認識不足で、全ての人が無料かなと思っていたのですが、運賃がかかる人がいるということで、これは今いろいろなことで運賃の値上げとかいろいろ出ていますが、この件に関してはどのように考えているのか。

宮崎課長 運賃の部分につきましては、現在のところ据置きという形で考えています。

阿部委員長 ほかございませんか。(なし。の声) なければ、2点目のほっと号等の利用実績について終了したいと思います。
それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 14:13～14:20)

阿部委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3 福祉ハイヤー利用実績について

担当課説明

説明員 高橋福祉課長、清水社会福祉係主事

阿部委員長

それでは、3件目の福祉ハイヤー利用実績について、福祉課より説明いただきたいと思えます。

高橋課長 14:20～14:29

それでは、私のほうから令和4年度の福祉ハイヤー事業について、お手元の資料に基づき説明させていただきます。座って説明させていただきます。

説明の前に2点ほど修正というか、様式で資料1のところ、交付数に対する使用状況の高齢者の内訳、対象①の内訳の部分が1,060人掛ける24枚となっておりますが、ここ12枚の間違いですから、訂正をお願いいたします。

それと、お配りしているのですけれども、資料2-2については差替えをお願いいたします。

それでは、福祉ハイヤー事業につきまして委員の皆様はご承知とは思いますが、簡単に説明してから入っていきたいと思えます。

福祉ハイヤー事業につきましては、バスやその他の交通機関の利用が困難な方などが通院や買い物などハイヤーを利用する場合にその費用の一部を助成することで、その方の日常生活や社会生活の活動の増進を図ることを目的に実施している事業で、重度の障がいを持つ方や80歳以上の高齢者の方を対象として実施している事業です。

事業内容といたしましては、初乗り運賃相当分となるハイヤー乗車券を重度の障がいを持つ方で重度程度等級に応じて障がいⅠの方には24枚を、障がいⅡの方には12枚を、80歳以上の高齢者の方には12枚のハイヤー乗車券を交付しております。障がい区分等の対象要件につきましては、資料1下段に記載しておりますので、ご参照ください。

それでは、令和4年度の事業状況についてご説明いたします。1つ目の予算の執行状況ですが、重度障がい者分として障がいⅠでは予算額18万6,000円に対し、執行額が17万2,620円、92.8%の執行率となっており、障がいⅡでは予算額46万5,000円に対し、執行

額44万3,520円、95.4%の執行率となっております。高齢者では、予算額608万7,000円に対し、執行額が383万1,030円、62.9%の執行率となり、福祉ハイヤー全体では66%の執行率となっております。

次に、交付数に対する使用状況ですが、障がいⅠでは対象数が1,128枚に対し、交付数は624枚、55.3%の交付率となっており、交付されたハイヤー券の使用状況としては、使用数274枚で43.9%の使用率となっております。障がいⅡでは、対象数が1,548枚に対し、交付数は1,188枚、76.7%の交付率で、使用数が704枚で59.3%の使用率となっております。高齢者分では、対象数が1万2,720枚に対し、交付数が9,060枚、71.2%の交付率となり、使用数は6,081枚で67.1%の使用率となっております。福祉ハイヤー全体として71.5%の交付率で65.1%の使用率となっております。

次のページを御覧ください。資料2—1では、令和元年からの年度別の事業状況を記載しております。

1、交付状況では、交付人数及び交付枚数は、徐々にではありますが増えており、全体でも70%以上の方に交付している状況となっております。

次のページ御覧ください。資料2—2ですが、2の使用状況、3の予算執行状況が記載されており、使用人数及び使用枚数、それと支出額についてそれぞれおおむね増えている状況となっておりますが、高齢者の執行率につきましては前年度より下回っております。これは、予算に対する支出額ということでの出し方をしていますので、令和3年と令和4年でいくと予算額上がっておりますので、その分の割合として下がっている状況となっております。

次のページ御覧ください。資料2—3、ここでは令和4年度の月別の使用状況と執行状況を記載しております。月ごとに使用される枚数についてはばらつきはありますが、おおむね毎月使用されており、一番多い月が3月ということで、その月に関しましては多分追い込みでの使用ということで、毎年3月は多い状況となっております。

次のページを御覧ください。資料3では、月別の申請状況です。

次のページの資料4、こちらは月別の事業者ごとの利用状況が記載されております。こちらにつきましては、御覧をいただき、説明は省略させていただきます。

次のページ御覧ください。資料5—1から5—3まで、こちらは重度障がい者、障がいⅠ、Ⅱ、それと高齢者、それぞれの地区ごとの利用状況を記載しております。それぞれの下段に記載しておりますが、障がいⅠでは対象者47名に対し26名の申請があり、19名が利用し、7名がハイヤー券を受け取っておりますが、利用していない状況が確認できます。また、同様に障がいⅡでも対象者129名に対し99名が申請し、うち82名が利用し、17名が未使用、高齢者では対象者1,061名に対し756名が申請し、うち635名が利用して、

121名が利用していない状況となっております。詳細については御覧をいただき、説明は省略させていただきます。なお、対象者の考えもごさいますが、申請していない方、申請しても利用していない方につきましては、自身でも車を運転できるからまだ申請しないとか、歩けるうちは頑張って歩くとか、あと申請はするけれども、まだ自分で動けるので、ハイヤーは必要なときに利用させてもらうなどの意見でございました。

最後、次のページ、資料6、こちらにつきましては令和5年度の9月末現在までの事業実施状況を前年度同月対比で記載しております。こちらにつきましても御覧をいただき、説明は省略させていただきます。

以上、令和4年度の福祉ハイヤーの実績についてご説明となります。

阿部委員長

それでは、質疑に入りたいと思います。

— 主な協議内容等（質疑） — 14:29～14:57

舟見委員 確認なのですがけれども、福祉ハイヤー、乗り合いで使う場合とかありますよね。一番最初、たしか1枚だと思ったのですがけれども、その枚数は何枚使ってもよろしいということなののでしょうか。

清水主事 1回につき何枚使っても大丈夫なのですが、お釣りが出ないように使ってもらおうというようになっております。

舟見委員 そうしたら、要するに乗り合いで乗っていて、1人の人で券を使えるということだと思えるのですがけれども、ほかの人が私の券を持っていった場合はできない。(できる。の声) できるのですか。

高橋課長 それに関しても、お釣りが出ないので、それは計算してそれぞれで出してもらってというのは可能です。前までは多分駄目だったはずなのですが、今はそれは可能になっています。

舟見委員 分かりました。意外と何か分からないで、そういう部分ももうちょっと広報か何かでPRしていただければ使いやすくなるかなという気がするのです。

高橋課長 こちらにつきましても3月から申請等実施しているので、説明の中でもその辺は周知していきたいなと思っております。

舟見委員 では、よろしく申し上げます。

平山委員 先日の町民懇談会ありましたよね。その中で枚数について町民の方から意見が出ていたと思うのですが、要するに枚数が少ないからということで。それで、行政側からは増やす方向で検討しているということなのですが、具体的にどの段階の人が何枚とか、そういう細かい部分ではまだ詰めていないのかどうか。

高橋課長 詳しくはまだ予算等もできていないのであれなのですけれども、一応町長との話合いは増やす方向でということで、先日もちらっと言ってしまったのですけれども、倍増するというので、その数かなということで。ただ、12枚を倍にというところで今予算計上していこうかなというところで考えています。

平山委員 12枚を倍増、対象者はすごくありがたいことです。この運賃も今値上がり、タクシー料金、初乗り運賃も多分値上がりしていくと思うのです。かなりまた財源も苦しいかなと思うのですが、その辺で何枚とは言わないけれども、増やしていただけるなら本当にありがたいことだなと思います。よろしく願いいたします。

高橋課長 運賃単価につきましては、今年の4月から、昨年までは620円だったのですけれども、720円に100円上がってスタートしています。来年に関しては、まだ上がるというような状況では聞いておりませんので、その辺は確認しながら、その単価に応じて増やした枚数で計算しながらいきたいと思えます。ただ、交付枚数と予算と、率が違うもので、実は前年度の執行率を見ながらシビアに、あまり上げないような形の予算になると思うので、こちらのほうは今計算しながらやっております。

平山委員 それから、今最近高齢者の事故、交通事故、ニュースでも最近頻繁に出ているのですが、ある一定以上の年齢になったら免許証を返納するとい

うことがいろいろ話題になっているのですが、この間の町政懇談会にも出ていましたけれども、免許返納した方には何らかの特典はないのかという意見が出ていたと思うのです。それで、私も何歳以上がいいのかどうか分からないのですけれども、ある一定程度の年齢の人が免許を返納するとなったら、そんなたくさんの高額な金額ではなくてもいいのですけれども、こういうハイヤー乗車券みたいなものを私は交付してもいいのかなという気持ちがあるのです。その辺はどうでしょう。

高橋課長

そちらに関しても、国のほうでもまだ何歳から返納というのは決めているわけではないので、それぞれ自分で無理だと思ったら返納していくというのは今の体制だと思うのですけれども、結局免許ある人とない人という部分の差が出てくるところで今までも説明はしていると思うのですけれども、その辺も考えながら、今は高齢者に関しては80歳以上ということをやっておりますので、その渡す枚数を増やしながらかということで見ながら、今度その次にあるのは多分年齢ということにはなると思うのですけれども、まずは今ある枚数を増やしていくところでは理事者のほうとは説明して、この返納に関しても、国のほうの動き次第ではありますけれども、そちらがある程度今ここまで高齢者の事故が多くなると国のほうで動きがあるとは思っているので、その辺見ながら、こちらに関しても対応できるものがあればしていきたいなと思います。

平山委員

今課長の言うことも分かります。ただ、田舎においては、免許返納した場合、多分返納するといったら高齢者だと思うのです。75歳から80歳ぐらいの間の高齢者がやっぱり買い物に行く、何するといっても大変だと思うのです、こういう中では。結局乗り物が少ないから。そうなると、今度はハイヤー使ったりとかなるわけですから、国の動向も分かるのですけれども、極端に言ったら75歳から80歳ぐらいまでの免許返納者に対して町として1つ何か制度を設けてあげてもいいのかなと思うのです。80歳以上の人はこっちのほうのハイヤー乗車券出ますけれども、その前の方。

高橋課長 ここではっきりとは言えないのですけれども、実際には80歳を超えていてもまだ免許を持っていて車を持っている方。先ほど説明したとおり交付すら受けない方というのは、まだ車を運転しているからという方が多いので、その辺も含めてではないと、多分80歳から前の人というだけではなく、免許返納という部分で決まらないことには不公平感というか、ないのかなというように考えます。

平山委員 今課長の言い分、免許返納しなくてもいい人は、まだまだきちんと周りから見ている本人もまだ大丈夫だよということで返納しないと思うのです。返納するという事は、何らかの理由があって返納するわけであって、そこで公平感、不公平感という言葉が出てくること自体、私はおかしいと思うのです。やはり免許を、車を運転するのが無理だと。もし事故を起こしたらどうしようという、そういう高齢者に対して何か考えてやってくれないかという私は意見なのです。ただ、免許返納していない人は80歳以上の人でもいるからどうのこうのではなくて、それ以前の人でどうしてももう車に乗れないわと、運転して、もし事故を起こしたらどうしようと、他人を傷つけたらどうしようと、そういう人たちが多分返納すると思うのです。そういう返納した人が、こういう田舎においてはやっぱり交通という部分では不便さがあるので、返納したときどのぐらいの金額になるか、それはどういう形にするか分からないけれども、一つはそういう制度というか、ものを私をつくってもいいのではないかなということで今意見言わせていただいているのです。

高橋課長 今の件に関しては即答はできませんけれども、これからどんどん増えてくるのかなというのは予想はできますので、そちらに関しても今回どうか、福祉ハイヤー事業に持ってくるのか、違う事業になるのかは、その辺は分かりませんが、その辺も含めて検討していくということによろしいでしょうか。

平山委員 ぜひ検討してください。終わります。

磯野副委員長 地域の公共交通機関として、ハイヤーというのはこういう田舎であればなくされないものだと思います。全国で、いわゆるタクシー運転手の成

り手がないだとかタクシーがないだとか、どんどん進んできているのです。羽幌もそういう波の中にあるのかなと思ってはいるのですけれども、高齢者はどんどん増えていく、タクシーはどんどん減っていくでは、これは全然話にならないことなのですから、現状として今羽幌町としては今のハイヤーで高齢者の福祉に関わる部分が充足しているというふうに押さえていると。

高橋課長 台数的には、一番多いときから見ても半数ぐらいにはなっているとは思いますが。一応夜が今はまだ運行していないという部分もありますけれども、今使っている方に関しては日中の移動ということで、足りるとは思ってはいません。ただ、その分で台数を回しながら、2つ会社ありますけれども、両会社ともやってくれているのだなという考えではあります。ただ、足りるとは思っておりません。

磯野副委員長 全国的な傾向として、どこの過疎地もそうなのですから、都会もそうですけれども、それで国のほうとしてはその対応として、いわゆる白ナンバーで乗り合いでという、名前は出てこないのですけれども、そういう対策等もちらっと出てきているのですけれども、白ナンバーで2種免許なくても、いわゆる登録をしておいて、近所の人がいれば、その近所の人みんなをまとめて乗せていくという、そういう運行形態の話も出てきているのですけれども、その辺に対しては町としては全くまだ国のほうから何もないのか、それとも少しは考えているのか、どの辺なのですか。

高橋課長 地域交通という部分になってしまうので、うちの課ではないのですけれども、その辺に関しては国のほうからの情報というのは多分まだ今はないと。ただ、先ほど言ったように台数減っているという部分は把握しておりますので、その辺は両会社とも話合いは持っているのだらうと思えますけれども、何せ人がいないということでここ数年来ていると思うので、その辺担当課のほうともお話ししてみたいなとは思っています。

磯野副委員長 多分確実にそういう方向では行くのだらうと思っているのです。担当課が違うという話ですけれども、幾ら券出してもタクシーないよという話

になってしまうと、ではそういう白ナンバーをどう使うかということも当然テーブルに上がってくるのだらうと思って、ぜひともそういうのは、もし国からそういう情報があれば、どんどん、どんどん進めていってほしいとお願いです。

村田議長 今のお話でいくと、台数は確かに減ってきていて、この福祉ハイヤーとしての利用状況では少し利用率が上がってきているのかなという中身と、時間帯として一番混み合う時間帯と言ったらいいかな、福祉ハイヤーを利用して買い物に行くとか病院に行くとかという部分でいくと、もしかすると病院に行くときなんかだと、一回遠くまで行ってしまおうとなかなか、**時間を取られる**と、利用する人の待ち時間、タクシーすぐ来ないという、そういう今の状況で運用している状況の中で苦情みたいというようなものはあるのですか、ないのですか。タクシーが来ないという。

高橋課長 その件に関しては、うちのほうには苦情というのはないのですけれども、ハイヤー券配っているときにお話聞くと、行きはバスでほっと号使いながら行って、時間が合わないので帰りはハイヤーだよとかと、そういう利用の仕方をされてくださっているみたいなので、うまいことハイヤー以外のものも使いながら今やっていただいているのかなという感じではあります。

村田議長 今課長のほうからほっと号も上手に使ってという、そうなるとほっと号は無料で乗れて病院まで行けるから、そのルートに近い人はそれでいいと思うのですけれども、質問ちょっと変わるのですけれども、課長、今申請するときのお話でとかといたら、よく申請のときにアンケートか何かやっていますよね、今でも。前も毎年、この委員会やったときに、申請に来る人でなくて、来ない人にもアンケートを取らないと分からないのでないかという話があったのです。申請来ない人。申請に来る人はアンケート用紙渡すでしょう。それで、要は対象になっているのだけれども、来ないという人もいれば、申請には来るのだけれども、使わないとか、いろいろあると思うのですけれども、トータル的にそのアンケートの中で町全体の中でいろんな意見を吸い上げるのに、今言った申請のときだけアンケートを出した中で、それで全部意見としてのものが吸い

上げられているのかというと、何かそうでもないような気がするのですけれども、そこら辺の町全体の高齢者の考え方みたいな、そういう認識を拾うための方式って何かもっと必要な気がするのですけれども、きちっと把握しているのですと言うのなら、それはそれで言い切ってもいいのですけれども、そうでないような気がするのですけれども、そこら辺どうでしょうか。

高橋課長 アンケートについては、対象者全員に申請書を送っているのですが、その中に入って、申請のときに受け取るという形にはしているのです。申請来ない方に関しては、そのまま持っている状況、もしくは申請来ない方、何人かは電話で要らないわという意見を言っていたりしている方もいらっしゃるのですけれども、申請来ない部分に関しては、それを集めるということは今していないので、その辺も含めてアンケートのやり方も含めながら考えていきたいなど。

村田議長 そのアンケートの中身、自分も実際そのアンケートを見ていないから分からないのだけれども、枚数だけでなく、先ほど言った、最初は1枚だったのが今は何枚使ってもいいですよという、それは自分は分かっているのですけれども、うちの母親なんかは何かよく分からないけれども、3枚もあるからいいとか、何かわけの分からないことを言って、そういうことがあったり、あと利用しづらいという、例えば町の人、さっき言ったほっと号なんかでいくと、実を言うとほっと号無料利用できて、福祉ハイヤーも利用できると。だから、意外と枚数が少なくても、夫婦で両方もらっていれば結構使えるとかというのはあるのですけれども、そうでなくて、そこから外れた、ちょっと離れたようなところの人になると、同じ枚数で、では同じだけ行ったり来たりできるかとなると、一遍に2枚、3枚使わなければならないというところまでいくと使いづらいというのが、1年間の中で枚数が足りないから、さっきここにも出ていたけれども、最後にあるから使うのだわと言って3月に多く使わさると。多分なくなってしまうと寂しいと思うのだけれど、そういう部分をアンケートの中にもっと利用しやすく、使わない人は車で、それはそれでいいので、使いたい人がもっと使いやすくなったり、もっと便利になったりするところのアンケートと言ったらいいのかな、中身と言っ

たらいいのかな、を充実してほしいなと思って。何でといったら、町の中でもいろんな考え方の人もいるし、それから自分のところみたいに原野で、一回タクシー乗ったら2,000円もかかるような人もいるし、いろんな部分があるので、そういうところの把握をきちんとこれからしないと、今団塊の世代がもう何年かすると、ここに上がってきたときは、ここに申請する人増えてきて、人数は増える。だけれども、やっぱり使いづらくてということも起きたりするので、そういう部分を含めて町民の意識アンケートみたいな、言葉としては言いづらけれども、もっと利用しやすく、改善してほしいところがあって、こうなのですというものを聞き取れるような、そういうアンケートにしてもらったら、今の状況をもっと利用率が高い、いい制度になっていくのではないかなと思っているのです。今12枚を24枚にするという、これだけでも大きな違い、それもあると思います。それで、年間の予算は増えるでしょうけれども、交付した部分でいくと使用率とか実行率なんかはそんなに変わらないかもしれないし、そういうことでなくて、この田舎の町の公共交通機関として、そういうことを把握していくと、先ほど磯野委員が言った、朝の時間帯だけでも実は違う方法を考えなければならないよねとか、いろんなことの現状が出てくるような気がするのです、きちんとアンケートの意識を調査していけば。そういうような、もっといい運用ができるような、そういうアンケートというか、体制というのか、検討してもらったらもっとよくなっていくのかなと思うものだから、話が長くなって答弁しづらくなったかもしれないですけども、私の言うことを何とか分かってくれたら……

高橋課長 先ほど使い方分からないとかと、そういう部分に関しては申請書の中で説明はしているのですけれども、もっと見やすいようにするというのはしていきたいなと思うのです。今言われたとおり、アンケートについても今後に参加になるような、実のあるような中身も含めて検討していきたいなと思います。

磯野副委員長 ハイヤー券の発給事務に関して一般質問をしたことがあるのです。要するに印刷をして、封筒に入れて送ってやって、もらった人はそれでハイヤーに乗って、ハイヤー会社はそれを集計して役場に報告して、役場は

それを見て振り込むという。そのとき言ったのは、たしかデジタル田園都市国家構想の中でそういう補助金が3分の2あって、そういう中で今の福祉ハイヤーを全部、もちろんマイナンバーカードの普及がありきなだけけれども、それで全部読み取って、全て一度で終わりという町村も実はもう既にスタートしているところもあるので、それを一般質問しました。私、その手間暇かけたらマイナンバーカードで、ハイヤーに読み取り機つけければ済む話なので、そうすると自動的にお金も払わなくてもいいし、券も印刷して発送しなくてもいいし、そういう手間暇も省けるし、町長が言ったICTという話をしているのだったら、まず真っ先にそういうところを、せつかく3分の2の補助金があるのであれば手をつけたらどうかなと思うのですけれども、全くやる考えはないですか。

高橋課長 全くやる気はないという話ではないと思う。ただ、先ほど委員言ったように、マイナンバーありきの話になってくるので、その辺の普及率も見ながらという話にはなると思います。ただ、それはハイヤーだけではなくて、ほかの事業でも同じようなこと言えるので、まだ普及率もしくは持っていても使い方分からないとかという状況に今聞こえてきているので、その辺は確認しながら、そっちの分野には進んでいければなどは思います。

磯野副委員長 課も全部にまたがる話なので、田園都市国家構想に応募するということは、全ての課で町としてやらなければならないので、そのうちの一つとしてそういう方法もあるのかなという提案をしたので、ぜひ今後の課題としていただければと思います。

高橋課長 先ほども言ったように、うちの課だけで、今こういう別の話ですけれども、保険証というのも多分そういう形になってくるのかなと思います。ただ、今言ったように、高齢者の方については分からない部分がかかなり多いというのは確認していますので、その辺も含めて、その分野に関しては確認しながらというか、今後見ながら進めていきたいなどは思っております。

阿部委員長　ほかございませんか。(なし。の声) ないですか。
私から資料5—3の高齢者の部分で、人数と申請者数でその割合等も載っていますけれども、先ほど村田議長のほうから住んでいる場所によって使い勝手が悪いとかどうかというような話があったけれども、これでいくとやっぱり原野地区、中央も低いのかなと思います。町なかではないですけれども、栄町なんか結構、半分ちよつとなのかなと思って、その辺というのは何か、課も当然全て把握しているわけではないでしょうけれども、例えば住んでいる場所がちょうど病院が近いから使わないで済むとか、買い物行くにも、何かそういった理由があるのか、うまい具合ほっと号とバランスよく使っていくとか、ただそういうのが分かってくると、先ほど磯野副委員長からありましたように、地域交通と言えば町民課のほうの担当になりますけれども、またそういった高齢者の足という部分も出てくるのかなと思うのですけれども、何かそういうのを現状として分かる部分があれば教えていただきたい。

高橋課長　はっきりと確認したわけではないですけれども、今阿部委員長が言ったように、病院とか買い物をするのに近いという部分があって、タクシーまで使わないのかなというところは、これから見たら見えるかなとは思いますが。ただ、特養に関してはこの制度対象外にはなるのですけれども、それ以外の施設、栄町に何戸かありますので、そこで年齢で、もしくは障がい対象という方もいらっしゃると思うので、そういった方々は使うということはないのかなと。なので、その辺が買い物、病院に不便なく使える場所、もしくは施設あって使わない人が多いというようなことでは分析はしています。正確かどうかはあれですけれども。

阿部委員長　ほかございませんか。(なし。の声) なければ、3件目の福祉ハイヤー利用実績についてを終了したいと思います。
暫時休憩いたします。

(休憩 14:57～15:05)

阿部委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4 新たな奨学金制度の創設について

担当課説明

説明員 濱野教育長、酒井学校管理課長、葛西学校管理課長補佐

阿部委員長

それでは、4件目の新たな奨学金制度の創設について、学校管理課より説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

濱野教育長 15:05～15:06

皆さん、こんにちは。大変お疲れのところ申し訳ありません。今日は、奨学金制度を新たにつくりたいというふうに思っています。それと、もう一つ、今年の猛暑、これを踏まえまして、学校の一部ではありますけれども、エアコンの設置等々を今考えてございます。どうかよろしくお願いいたします。

酒井課長 15:06～15:11

皆さん、こんにちは。私から、新たな奨学金制度創設につきまして説明をさせていただきます。着席して説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本制度の創設に至りました経緯につきまして説明を申し上げます。本年9月末なのですけれども、本町出身であります前川富義様から寄附の申出がありまして、その思いを拝聴したところ、ご自身が高等教育へ進んでいないことを背景に、町内の子供たちには家庭の経済状況にかかわらず、大学進学之机をを与えたいという思いから、奨学金としての活用についてのお話を受けまして、町といたしましても寄附者であります前川様のお名前を後世に残したく、このたび新たな奨学金制度を創設するというふうになったということでございます。

なお、本町には既存の奨学金制度がございますので、これとの差別化、また奨学金の本来の目的であります経済状況への支援という目的の下、内容を統一すべき点がありますことから、前川様の思いを酌み、新たに創設いたします制度内容に既存の奨学金制度を併せるものとし、新制度構築に合わせて既存制度も改正をしたく、本件についても併せてご説明いたしますことをご理解願います。

それでは、奨学金制度につきましてご説明をいたします。配付資料を御覧いただきたいと思っております。まず、新たな基金の名称につきましては、仮称ではありますが、前川富義奨学基金として、その原資となる基金額につきましては、このたびご寄附いただきま

した3,000万円とするものでございます。対象者は、ここは既存制度と区分するところでありまして、前川富義奨学基金につきましては大学への進学者のみを対象とするものであります。条件については、これまでの本町の奨学金制度から変更がなく記載のとおりであり、あくまでも対象者にはしっかりとした進路への意識や進学意識を持っていただくため、このような条件としております。貸付金額は月3万円以内、貸付期間は貸付けを決定した月から最短の終業年限の終期としております。貸付利息は無利子、償還開始年度は貸付期間終了の月の翌月から起算して2年後からの償還を可能なものとし、償還の期間は10年以内といたします。また、今制度での償還金の返還免除についての規定につきましては、前川様からの寄附金を恒久的に本奨学金として活用したいという考えから、死亡や病気などやむを得ない場合のみとしております。なお、本町における終了者への対策として、地域振興課におきまして現在奨学金の返還支援に係る補助制度を別途検討中であり、別の機会に当課から説明がなされる予定でありますことをあらかじめご理解願います。

次に、既存制度の改正内容についてであります。ただいま説明いたしました支援制度に合わせる形で貸付金額を2万円以内から3万円以内に、償還開始時期をこれまでの6か月後から2年後に、償還期間を5年から10年といたします。ただし、先ほども申し上げましたが、表の上から4つ目、対象であります。既存制度で大学、短期大学、高等専門学校で4年以上、専修学校の専門課程としておりましたものの、新制度で大学生を対象といたしますことから、ここでは削除するものでございます。

最後に、この両制度につきましては、次年度に進学予定であります生徒の皆さんに活用いただきたく、12月議会定例会にて条例制定と一部改正条例について、また基金への積立て等に係る補正予算をご提案し、可決いただいた後、速やかに周知を図りたいと考えております。

以上が奨学金制度の創設に係る説明となります。よろしくお願ひ申し上げます。

阿部委員長

それでは、説明いただきましたので、これから質疑を行いたいと思います。

— 主な協議内容等（質疑） — 15:11～15:18

磯野副委員長 確認だったのですけれども、いわゆる現行の制度があつて、新たに前川制度ができるのですけれども、現行の制度と両方あると（はい。の声）いいですね。だから、短期大学の人は現行制度を使えばいいと、そ

う意味ですよ。

もう一点、前川さんの、いわゆる3,000万円の基金なのですが、これは基金がなくなったら終わりというふうに考えますか。

酒井課長 あくまでも償還していただきますので、それはシミュレーションした中で制度設計に当たりましては、これぐらいの貸付けをすることでこれだけ償還するというふうな、ある程度本人も計算した中のご提案いただいておりますので、その意を酌む形で制度設計をしております。

村田議長 まず1つ、償還の開始時期のことなのですが、現行で6か月後だったのを2か年後に延ばしたというところなのですが、なぜ1年後でなくて2か年後にしたのか、ここら辺理由があれば。

酒井課長 ここは前川さんとお話しした中のご意見をいただいた部分もあるのですが、やはり卒業した後にすぐ働くのって、なかなか資金という部分でやっぱり大変だという話を聞いておりますので、そこをある程度安定した期間を置きたいということから、この期間を設定しております。

村田議長 現行制度の今の条例でいくと、最初2,000万円スタートが今1,500万円を切った数字になっていますけれども、ここの数字が減っていったというのは償還の免除の死亡、病気とやむを得ないということで減っていったのだと思うのですが、これは現行の話。そうすると、いずれどこかでこの現行制度は消えてしまうことになってしまうのですけれども、ここら辺の考え方はどういう考え方になっていますか。

酒井課長 これは、当初2,000万円からこういう額になったのはもう十四、五年前だと思うのですが、以前償還免除の制度があった時期がありまして、そのときに償還免除をしたままで、そのときに特に基金のほうに積立てをしないままで今の額になっております。その後は、今の金額で回しておりますので、そこから減少していくことはございませんので、ここのシミュレーション上は、これは実績プラスアルファでもこの基金の枠で大丈夫かなというふうに試算はしております。

舟見委員 前川様のご意思に伝えるためにも、羽幌高校の高校生、大学行かれる方にきちっとそのご意思を伝えることが大事かなと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

酒井課長 いつもであれば、12月議会広報と、また広報のほうに別途文書を配っているのですけれども、今回新しい制度をつくる時期も広報間に合いませんので、新しく別途チラシを作りまして、町の周知もそうですし、高校にも別途周知を図っていきたいと考えております。

舟見委員 何せこういう貴重なお金ですので、ぜひそういう意味で最高学府の大学で一生懸命勉強していただけるように、あと奨学金自体の金額もあまり大きくなならないように、返済するのに今現在かなり、昔でいう育英会ですよね、返還でかなり焦げついている部分があるという話を聞いていますので、だからまずは月額3万円以内ということにして、そちらのほうの独立行政法人日本学生支援機構との大きな金額にならないような形で、本人の判断だと思えるのですけれども、なるべく後の返済のこともきちっと考えた上での奨学金だと思えるのです。だから、そういうことも踏まえて、これは担当課に言う話ではないのかもしれないのですけれども、ただこういう大事な基金だと思えますので、そういうことも踏まえてPRをしていただければと思っております。別に答弁は要りませんので、お願いします。

阿部委員長 ほかがございませんか。(なし。の声) ないようですので、新たに奨学金の条例ができますけれども、利用する方の、こういった感じで利用しますよというのも前川さんのほうに伝えるような、例えばこういった、進学先はこうですよとか何名使いましたというのを伝えていくのかお聞きしたいと思えます。

酒井課長 特に定期的に何かというわけではないのですけれども、寄附いただいた部分がありますので、そこは随時情報提供。今回も何回か連絡を取って整備構築に至った部分がありますので、当然こういう周知をしますですとか、随時連絡を取りながら、有効に活用していただくような取組をしながら、随時お互い引き続き連絡を取り合った中で情報提供はしてい

たいと考えています。

阿部委員長　ほかございませんか。(なし。の声) なければ、4件目を終了いたしまして、5件目の町立学校へのエアコンの一部設置について、学校管理課より説明いただきたいと思います。

5 町立学校へのエアコンの一部設置について

担当課説明

説明員　濱野教育長、酒井学校管理課長、葛西学校管理課長補佐

葛西課長補佐　15:18～15:25

私からは、町立学校へのエアコンの一部設置についてということの説明になります。着席にて失礼させていただきます。

お配りの資料をご確認願います。まず、経緯についてですけれども、町立学校におけるエアコン設置につきましては、昨今の気候変動の影響などから、本年9月開催の定例会の一般質問におきましてもその必要性等について議論されてきたところでありまして、当委員会としてはこれらの経緯を踏まえまして、次年度予算での実施に向けた準備を進めてきたところでございますが、先般北海道教育委員会が主催します暑さ対策等に係る市町村向け説明会という会議が開催されまして、その中で冷房器具の備品購入が対象となる学校保健特別対策事業費補助金という事業の追加募集があるので、積極的に検討してほしいと、そういう旨の説明がありました。これを受けまして、その補助金を活用した中で各校の保健室への設置を最優先としつつ、その他換気対策の必要となる備品等を今年度中に整備しようということとしたものでございます。

続いて、2番、補助金の内容説明になります。この補助金につきましては、国が令和4年度から実施しております感染症流行下における学校教育活動体制整備事業という補助制度の追加募集で、学校における換気対策等の取組に対します支援事業であります。本来学校での暑さ対策につきましては、町の財産であります施設本体の変更を加えるものとして工事請負費で実施しますエアコン整備が基本となりますけれども、これには財源問題は当然ながら工期の関係ですとか関係業界の人手不足の問題等もありまして、全ての学校の整備完了までには相当の期間を要するだろうというふうに考えられておりますことから、今回の追加募集につきましてはその間の応急的対応として換気対策でありますスポットクーラーあるいは家庭用のエアコン等の備品で対策しようとするものであ

ります。したがって、大規模な工事に伴うものは補助の対象外となっておりまして、補助対象につきましては換気対策用備品の整備でありまして、これらの2分の1を国が補助し、残りの2分の1については新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金が充当可能となっております。ただし、1校当たりの補助上限額が定められておりまして、羽幌町につきましては各小中学校でそれぞれ34万円、高等学校につきましては67万5,000円となっております。例えばA小学校で補助対象経費となります備品を68万円分購入したとします。このケースの場合だと、2分の1の34万円が学校保健特別対策事業補助、コロナ対応地方創生交付金で34万円が国から財源措置されて、一般財源はゼロというような形になります。B校の例でいきますと、100万円分の備品を購入したとします。この場合は、100万円の2分の1は50万円でありまして、補助上限が34万円となっておりますので、財源措置は先ほどと同じく34万円、34万円となりまして、残りの32万円が一般財源というふうになります。これが今回追加募集があった補助金の補助率の考え方となります。

次、3番の事業内容の説明になります。別紙の一覧のほうをご確認願います。各校の購入計画になります。予算額につきましては、記載のとおりとなっております。全体で708万8,000円の予算額となっております。全体的な考え方ですけれども、羽幌小学校については既に保健室にエアコンが設置されておりますので、そのほかの各学校の保健室に設置することを基本としていまして、そのほか補助上限額を目安とした中でスポットクーラーや大型送風機を購入する内容となっております。スポットクーラーにつきましては、使用する部屋全体の温度を下げるというようなものではなくて、吹き出し口から出る冷たい風を直接人に当てて涼むというような使い方の機器でありまして、移動可能ですので、例えば教室前のフロアですとか体育館ですとか、そういった共用スペース等、随時必要な箇所で利用するというような使い方を想定しております。場合によっては、普通教室での利用も当然可能です。また、下から2番目、焼尻中学校につきましては、調理場への設置を予定しておりまして、火を使う場所ということもあり、ほかの部屋以上に暑くなるということで、これまでも懸案事項となっていたこともありまして、今回一緒に上げさせてもらっています。また、財源についてですけれども、708万8,000円のうち165万8,000円が一般財源となっておりますけれども、エアコンの機種を各保健室の広さに応じた能力のものを想定しておりまして、そのほとんどが既存のコンセントでは対応できないということで、200ボルト用の電源を配線する工事が必要になってくるということで、先ほど説明しましたとおり工事については補助対象外というふうになっておりますので、この部分については一般財源で対応ということになっております。

資料の1枚目に戻っていただきまして、4番目のスケジュールになります。今説明さ

せていただきました内容で今月20日に予定されております臨時議会で予算提案させていただきます。ご承認いただきましたらすぐに準備に入りまして、12月の初旬には入札を執行する予定で考えております。また、補助事業ということで年度内での実績報告をする必要がありますことから、納期につきましては3月中旬をめどに予定しております。

最後、その他の部分に記載しておりますけれども、町内各学校の保健室以外の普通教室等のエアコンの整備につきましては、各学校での環境は異なるという部分ですとか、各教室ごとにおいてもそれぞれ条件が異なっているということでもありますことから、設置の必要性を含めましてそれぞれ検証が必要だというふうに考えておりますので、これにつきましては令和6年度予算に向けて何らかの形で計上したいというふうに考えております。現在検討中でありまして、ご了承いただきたいというふうに思います。

以上となります。よろしく申し上げます。

阿部委員長

それでは、質疑に入りたいと思います。

— 主な協議内容等（質疑） — 15:25～15:38

平山委員 ちょっとお聞きします。大型送風機は、どんなようなものなのですか。

葛西課長補佐 通常の扇風機のイメージで、それが大きくなったものです。

平山委員 なぜ聞いたかという、焼尻中学校の調理場に設置するのですね、これ。なっていますね。大型送風機……（違う、違う。調理場はエアコン。の声）ごめんなさい。もう一回。私、ちょっと勘違いしていた。送風機は、要するに校内のどこかに、それからスポットクーラー、焼尻。それから……分かりました。ごめんなさい。今勘違いしていた。調理場はエアコンだけということですね。このエアコンつけることについては、調理場ですから衛生面とかそういうのには特別関係ないということでは理解しているのですか。

酒井課長 特段影響なく、反対に、やはり室内の温度が上がるということで、今調理場の設置は推奨されていますので、逆に早めに設置をしたいということで考えています。

- 平山委員 それから、天売高校のスポットクーラー4台となっていますけれども、これはどこに設置するかというか、そういうのも決まっているのですか。台数が4台も……
- 酒井課長 やっぱり小中学校に比べますと、国の交付金の額が有利だという部分がありますので、また移動可能だという部分がありますから、その時々状況に応じて移動させながら有効に使っていきたいと。特段どこの場所で使うというのではなくて、生徒のいる場所だとか、その時々状況に応じて使っていきたいと思っています。
- 平山委員 今回は大規模な工事を伴うもの、対象外となっているということで、こういう移動式だとか、そういうもので対応するということなのですね。羽幌中学校においても、これエアコン2台は保健室ということで。
- 酒井課長 保健室2台で、部屋が2つあるものですから、両方の部屋に1台ずつということしております。
- 平山委員 もう一つ、スポットクーラーが1台になっていますけれども、この利用の仕方は1台でいいのか悪いのかと言ったら変な言い方なのですが、これも。
- 酒井課長 今回あくまでも各学校に当たる交付金を目安に配置をしていますので、そこは取りあえずこの交付金を活用した中で、また次年度どういう関係になるか分かりませんが、さっき葛西のほうから説明ありましたとおり来年のがちとしたエアコン設置検討の中でもどういうふうな対応するかというのも併せて考えていきたいと思っています。
- 平山委員 もう一つ、これのことに関しては、各学校とは協議してこういうふうにしたということを受けてよろしいのでしょうか。
- 葛西課長補佐 事前に学校のほうから事情を聴取しまして、それを基に今回積算させていただいています。

磯野副委員長 エアコンに関しては先ほど説明あったように、それぞれ大きさが違うのです、それぞれ金額が違うことは理解しているのですけれども、北海道の場合、多分半年は使わないのだろうとは思っているのですけれども、最近各家庭がエアコン使うようになって、テレビでよく注意喚起しているのは、いわゆるメンテ、素人がやったりすると火災になったりとあるのですけれども、この契約というのはメンテナンスを含んだ契約なのでしょうか。

葛西課長補佐 今回は、あくまでもエアコン本体の購入という部分になりますので、その保守は当初の契約内容には含まれていない部分になります。

磯野副委員長 こういうものというのは、やはりきちっとメンテしておけば長もちするものだと思っているのです。結構やはりメンテナンスというのは重要だと思っているのですけれども、これは担当課としてはその購入後のメンテナンスの部分というのはどのような考えですか。

酒井課長 今のところは、設置をするという中での話ですので、当然今の学校の暖房機につきましても2年に1度点検するですとか、長く使っていけるような対応をしておりますので、それと同じような形で必要に応じた清掃等は考えていきたいと思っています。

磯野副委員長 これは、想像なのですけれども、例えば契約の中でいろんな契約の仕方があるのですけれども、メンテも含めた、例えばうちなんか業務用の冷蔵庫使っていましたけれども、それはもう毎年必ずメンテして、それは全部当初の費用の中に含まれているという契約もあったのですけれども、そのような契約というのは全くできないのでしょうか。

葛西課長補佐 今回補助事業となりまして、あくまでも補助対象となるのがその機器の購入部分になりますので、保守の部分は補助対象外ということで、今回の中には入っておりませんが、先ほど言ったとおり随時その辺メンテナンス、長くそのものをもたせるようなことで考えて検討していきたいと思っています。

平山委員 5番、その他の中で令和6年度の予算に向けて計上したいというふうに検討中ということは、今説明された同じような内容のものをどうするか検討して予算計上していくということですか。

酒井課長 基本的には、室内の気温を下げるという最終目的になりますので、各学校に応じて児童生徒の数ですとか学校の築年数だとか、これをどういうふうに使っていくのだという、また校舎の構造等にもよりますので、そこを含めた中で検討をしていきたい。全部同じ方向になるかについては、同じくはならないと思いますので、そこも含めた中で予算計上していきたいと考えています。

平山委員 来年度、この補助対象にはなるのですね。

酒井課長 今のところ、これと同じような備品というのではなくて、まだ正式な国の予算部分をはっきりしていないのがあるのですけれども、既存の補助制度にも環境整備事業という交付金等もありますので、どういうものを整備するかによってはいろんな交付金の多分選択肢が広がっていくと思いますので、そこも含めて要望はしていきたいと思っています。

村田議長 スケジュールの関係で、今年非常に猛暑で、一般家庭もかなりエアコンが普及して、台数的にはかなり出ているということで、その家庭用のエアコンも一般の家庭、羽幌なんかでもそうなのですが、今例えば来年度に向けてエアコンつけたいのだわと言ってもなかなか厳しいということが言われるこの頃なのですけれども、ここでいう家庭用エアコンでなければ駄目だということなので、恐らく一般家庭につける200ボルト対応のようなものだと思うのですけれども、ここでいう年度内に完了しなければならないという中で、恐らくここの管内なんかでも保健室とか、この交付金は全国ですから、皆さんそういうことをすると思うのです。その中で3月中旬までに納品と工事が完了できるのかという非常に心配な部分があるのですが、そこら辺の目安としてはどうなのでしょう。

酒井課長 これは、当然検討する際にいろいろな情報を集約する中では、家庭用エアコンにつきましては確保はできるだろうという情報を得た中で、3月

末までには整備ができるという考えで、簡単に埋め込み式といいますか、違うほうはなかなか物がないというような情報は聞いているのですけれども、家庭用エアコンにつきましては確保はできそうだという情報は得ております。

村田議長　　そういう情報があるということは、入札に入っても羽幌町内の電気屋さんでカバーできるということでしょうか。

酒井課長　　そう考えています。

村田議長　　このエアコンの一部設置というのは、スポットクーラーもそうなのですが、町立の学校に関してなのなのですが、羽幌町には公立なのなのですが、羽幌高校は公立なので、道の管轄なのですが、多分规则的には同じではないかと思うのですが、羽幌高校なりで、どこかで羽幌高校としてこういうことをして暑さ対策するのですと、何か情報は聞いていけばお聞きしたいのです。もし何も聞いていないのであれば違うところ、留萌教育局で聞くか何かなのなのですが、分かっているのであれば教えてほしいなど。

酒井課長　　今のところ、情報としてはつかんでおりません。ただ、恐らく道教委として考えている部分があると思いますので、ほかの町の話になるのですが、教育委員会によってはこの事業を使わないというような自治体もあるらしいので、そこは道教委の考えとか**不明な部分**がありますことから、高校のほうは情報としてはそんな話あるのですけれどもということ踏まえながらの話はしてみたいと思います。

阿部委員長　　ほかございませんか。(なし。の声) ないようですので、1点だけ、エアコン、スポットクーラー、小学校とかにスポットクーラーを設置しておいて、そういった部分で体を冷やしてもらったりということになると思うのですが、それはそれとしてやっぱり熱中症対策だったり、子供たちの健康面という部分で非常にいいと思いますので、本当によかったのだと思いますが、やっぱりこういうのをつけても異常気象というときは本当に大変だと思いますので、そういったところは各学校のほうと

も連携を取りながら、今年についてもいろいろと話はあってやってこられたと思いますけれども、また次年度以降もそういった関係を築きながらやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ないですね。(なし。の声) ないようですので、5件目の町立学校へのエアコンの一部設置についてを終了いたします。

それでは、長時間でございましたけれども、以上をもちまして文教厚生常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。